

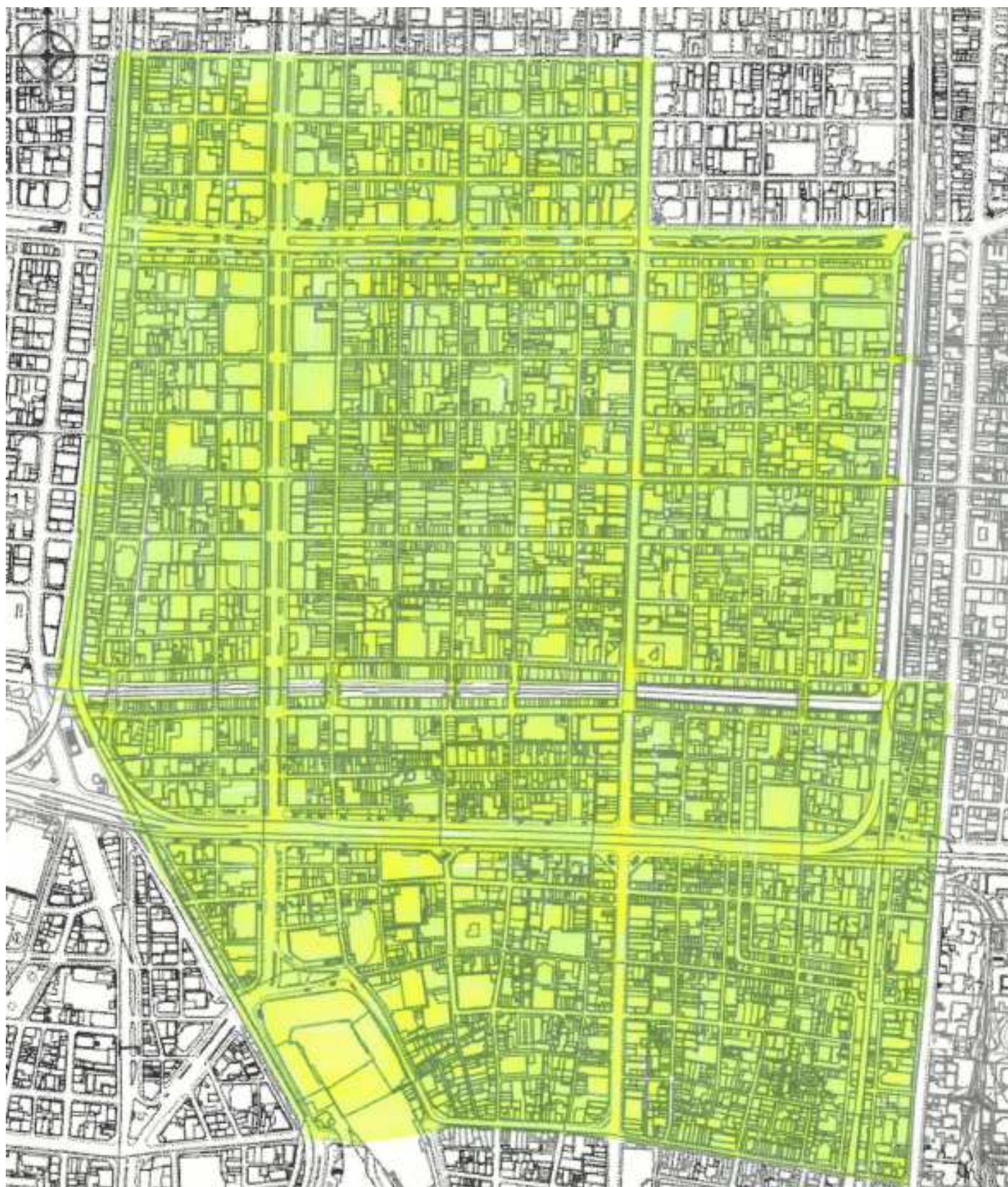
北区 啓発・撤去作業実施箇所



※上図は令和6年8月時点のものであり、当該エリアにおける禁止区域が変更された場合は、変更後のエリアによる。

※その他、詳細については監督職員との打ち合わせにより確認を行うこと。

中央区 啓発・撤去作業実施箇所



※上図は令和6年8月時点のものであり、当該エリアにおける禁止区域が変更された場合は、変更後のエリアによる。

※その他、詳細については監督職員との打ち合わせにより確認を行うこと。